

長岡京市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 法第5条の13第1項の規定（法第5条の16第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づく認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、法第5条の14各号に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの審査を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(認定の申請)

第4条 申請者は、規則第1条の2第1項に規定する認定申請書（規則別記様式第1号）に、同項に規定する添付書類及び前条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて市長に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第5条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第6条 市長が、法第5条の18の規定により、管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、別記様式第2号により行うものとする。

2 認定管理者等が、前項の規定に基づき報告する場合は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（別記様式第3号）により行うものとする。

(改善命令)

第7条 法第5条の19の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第8条 法第5条の20第2項の規定による認定取消しの通知は、認定管理計画の認

定取消通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。